

月刊誌「厚生指標」投稿規定の改正について

平成29年7月
厚生労働統計協会

近年、個人情報保護に関する法律の制定やヘルシンキ宣言等を背景に、人を対象とする研究に関しては、適切な倫理的配慮が実施されることが必要との認識の下、政府においては「人を対象とする医学的研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）が定められ、また、多くの学会においても、倫理指針が制定されています。

このため、当協会においても、月刊誌「厚生指標」への投稿論文につきましては、必要に応じ、投稿者に対して、倫理審査委員会での審査の有無や、実施された倫理的配慮の内容を具体的に加筆する事を求める等の対応を行ってまいりました。

また、「厚生指標」投稿規定に「衛生・福祉・保険・年金・労働に関連する統計を利用した論文の投稿を歓迎します」と明記していることから、当協会においては、統計を利用したとは認められない投稿論文については、これを受け付けず、投稿者に返送する取り扱いをしているところです。

今般、こうした取り扱いについて、投稿者に注意喚起するとともに、手続きの円滑化を図るため、その旨を投稿規定に明記する事等を内容とする投稿規定の改正を行うものです。

改正の概要は以下のとおりです。

なお、この内容は、当協会が、従来、投稿者に対して求めてきた取り扱いを明記したものであり、今回の投稿規定改正により、当協会の投稿者への対応が変わるものではありません。

（投稿規定改正の概要）

1 倫理的配慮関係

- (1) 投稿原稿に利用したデータ、事例または調査・研究が、人を対象とする調査を行う等により倫理的配慮を必要とする場合は、原則として、所属機関あるいは所属学会に設置された倫理審査委員会の承認を受けるとともに、調査の際の対象者への説明や収集したデータの管理等、倫理的配慮を行った具体的内容を論文に記述する。倫理審査委員会の承認を得て実施した研究は、承認を受けた倫理審査委員会の名称および承認年月日、承認番号を記載すること。
- (2) 上記(1)に該当するデータ、事例または調査・研究が、所属機関に倫理審査委員会が設置されていない等により、倫理審査委員会の承認を受けることができない場合は、その理由、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針あるいは所属学会の定めた研究倫理指針に基づき研究を実施した旨、および調査の際の対象者への説明や収集したデータの管理等、倫理的配慮を行った具体的内容を論文に記述すること。
- (3) 投稿原稿に利用したデータ、事例または調査・研究が、倫理的配慮を必要としない場合は、その理由を記述すること。

2 投稿規定に則ったものでない投稿論文の取り扱い

投稿された論文が、「衛生・福祉・保険・年金・労働に関連する統計を利用した」論文でない等、本投稿規定に則ったものでないと認められる場合は、受け付けを行わず、原稿を返送すること。

投稿規定の新旧対照表は以下のとおりです。

「厚生指標」投稿規定改正案 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>衛生・福祉・保険・年金・労働に関連する統計を利用した論文の投稿を歓迎しています（他誌に発表されたもの、発表予定のもの、過去1年以内の本誌への同一投稿者によるもの、または、共同執筆で同一投稿者とみなされるものを除く）。</p> <p style="text-align: center;">原稿の執筆要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本文は、原則として 緒言（序、はじめに等）、方法（研究方法、調査方法等）、結果（研究結果、調査結果等）、考察、結語（おわりに、あとがき等…省略可）、謝辞〔必要な場合〕、文献の区分を設けて記述する。なお、本誌読者が各層にわたるので、簡潔にわかりやすく記述する。</p> <p>4 投稿原稿に利用したデータ、事例または調査・研究が倫理的配慮を必要とする場合、「方法」の項に倫理的配慮や研究対象者への配慮をどのように行ったか明記する。また、倫理審査委員会の承認を得て実施した研究は、承認を受けた倫理審査委員会の名称および承認番号を記載する。</p> <p>5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">受け付けと採否の決定</p> <p>1 随時、受け付けます（投稿料不要）。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">本誌掲載著作物の著作権について</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">原稿の執筆要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本文は、原則としてⅠ 緒言（序、はじめに等）、Ⅱ 方法（研究方法、調査方法等）、Ⅲ 結果（研究結果、調査結果等）、Ⅳ 考察、Ⅴ 結語（おわりに、あとがき等…省略可）、謝辞〔必要な場合〕、文献の区分を設けて記述する。なお、本誌読者が各層にわたるので、簡潔にわかりやすく記述する。</p> <p>4 (1) 投稿原稿に利用したデータ、事例または調査・研究が、人を対象とする調査を行う等により倫理的配慮を必要とする場合は、原則として、所属機関あるいは所属学会に設置された倫理審査委員会の承認を受けるとともに、調査の際の対象者への説明や収集したデータの管理等、倫理的配慮を行った具体的内容を論文に記述する。倫理審査委員会の承認を得て実施した研究は、承認を受けた倫理審査委員会の名称および承認年月日、承認番号を記載する。</p> <p>(2) 上記(1)に該当するデータ、事例または調査・研究が、所属機関に倫理審査委員会が設置されていない等により、倫理審査委員会の承認を受けることができない場合は、その理由、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）あるいは所属学会の定めた研究倫理指針に基づき研究を実施した旨、および調査の際の対象者への説明や収集したデータの管理等、倫理的配慮を行った具体的内容を論文に記述する。</p> <p>(3) 投稿原稿に利用したデータ、事例または調査・研究が、倫理的配慮を必要としない場合は、その理由を記述する。</p> <p>5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">受け付けと採否の決定</p> <p>1 随時、受け付けます（投稿料不要）。なお、投稿された論文が、「衛生・福祉・保険・年金・労働に関連する統計を利用した」論文でない等、本投稿規定に則ったものでないと認められる場合は、受け付けを行わず、原稿をお返しします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">本誌掲載著作物の著作権について</p> <p>(以下 略)</p>